

# 別府警察署・速度取締り指針（令和6年）

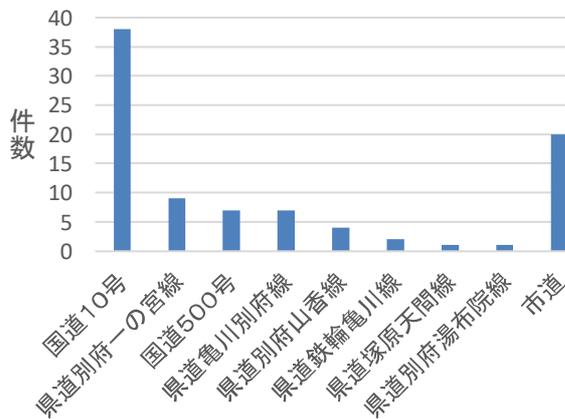
## 速度取締り重点

次の路線、時間帯を重点的に速度取締り活動を推進します。  
ただし、重点以外の路線、時間帯であっても、速度取締りを実施することがあります。

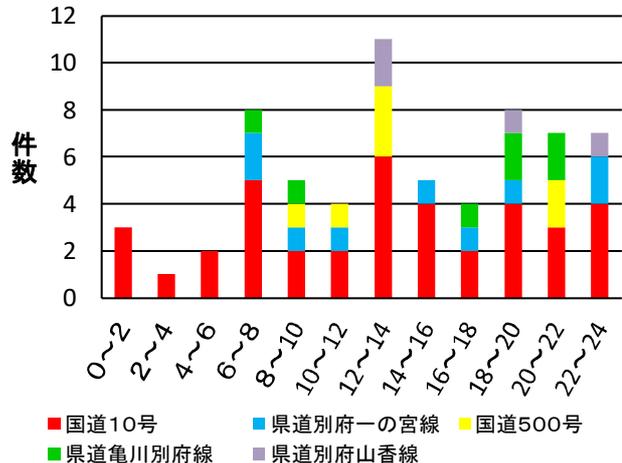
重点路線	重点時間帯	区域	規制速度
国道10号	終日	管内全体	50・60km/h

## 速度超過が関係する交通事故発生状況（令和元年～令和5年10月末）

路線別・交通事故発生状況



上位5路線：時間帯別・交通事故発生状況



- 管内では、上記期間中に1,369件の交通人身事故が発生しており、そのうち、89件は、速度超過が関係しています。
- 速度超過が関係する交通事故の発生状況を路線別に見ると、多い順に、国道10号38件（42.7%）、県道別府一の宮線9件（10.1%）、国道500号7件（7.9%）、県道亀川別府線7件（7.9%）、県道別府山香線4件（4.5%）となっています。

## 重点路線での速度取締りの必要性について

- 国道10号は、管内で最も交通量が多い路線で、昼夜を問わず交通事故が多発し、特に夕方や深夜の時間帯には死亡事故等重大な事故が発生していることから、重点的に速度取締りを実施する必要があります。

## その他の交通指導取締りについて

- 歩行者保護のため、横断歩行者妨害違反の取締りを強化します。
- 通学路対策として、通行禁止違反の取締りや可搬式オービスによる速度取締り、パトカーによるパトロール活動を行い、登下校時の児童等の安全を確保します。
- 検問等による飲酒運転等の悪質交通違反の取締りを強化します。